平成２９年（フ）第５９号
静岡県浜松市北区細江町中川1718番地の１ボヌール102
債務者　松井　隆晃
1　決定年月日時　平成29年４月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月26日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月26日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２９年（フ）第１１８０号
大阪市東住吉区湯里６丁目10番２号　レジデンス片桐　４Ａ号
債務者　高橋　優子（旧姓水口）
1　決定年月日時　平成29年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月２日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月16日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１１９６号
大阪市平野区長吉六反３丁目21番13号　スターハイツ長吉203
債務者　阿部恵理香
1　決定年月日時　平成29年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月２日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月20日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続廃止

平成２８年（フ）第１１５号
北海道苫小牧市豊川町４丁目７番16号
破産者　有限会社道南建材
1　決定年月日　平成29年４月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２８年（フ）第２０８号
愛知県一宮市三条字田畑８番地
破産者　株式会社ヘルツ
1　決定年月日　平成29年４月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２８年（フ）第２３８号
三重県亀山市羽若町824番地２　吉川テラスハウス２号、前住所鈴鹿市長太新町４丁目13番21号
破産者　岩本　光央
1　決定年月日　平成29年４月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２８年（フ）第６６３号
神奈川県秦野市堀西440番地　ヒーローズＡ101号
破産者　中村　友幸
1　決定年月日　平成29年４月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第６５号
山口県美祢市豊田前町麻生下10番地　美祢社会復帰促進センター、開始決定時の住所岐阜県加茂郡七宗町神渕9802番地１
破産者　長谷部正人
1　決定年月日　平成29年４月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２８年（フ）第１２２号
北海道苫小牧市有珠の沢町３丁目20番７号アリスハイツ203、開始決定時の住所北海道苫小牧市清水町１丁目５番７号　医療法人社団苫小牧緑ヶ丘病院
破産者　佐藤　珠美
1　決定年月日　平成29年４月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２８年（フ）第２１６号
愛知県犬山市大字前原字東野畔74番地１
破産者　小川　隆之
1　決定年月日　平成29年４月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

破産手続終結

平成２８年（フ）第２４号
三重県津市八町１丁目３番２号
破産者　岸田ポンプ水道店こと　米田　三郎
1　決定年月日　平成29年４月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
津地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第２５号
三重県津市八町１丁目３番２号、前住所三重県津市一身田上津部田3015番地　アーツ山の手７―105
破産者　岸田ポンプ水道店こと　米田　克巳
1　決定年月日　平成29年４月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
津地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第１８５号
三重県鈴鹿市大池２丁目29番５号
破産者　大橋　聖司
1　決定年月日　平成29年４月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
津地方裁判所破産係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２８年（フ）第８１号
北海道苫小牧市柏木町２丁目７番22号、開始決定時の住所北海道苫小牧市はまなす町１丁目６番11号
破産者　荒川　貴行
1　決定年月日　平成29年４月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２８年（フ）第５６号
山口市湯田温泉４丁目２番25―502号　栄能マンション
破産者　河口まりこ
1　決定年月日　平成29年４月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所民事部破産係

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２８年（フ）第９６号
大阪府東大阪市中石切町３丁目７番39号
破産者　三島　　英
1　破産債権の届出期間　平成29年５月12日まで
2　一般調査期日　平成29年７月３日午後２時
平成29年４月６日
大阪地方裁判所第６民事部

免責審尋期日

平成２８年（フ）第２６４８号
フランス共和国パリ市ボワロ通り38
破産者　石坂　泰政
審尋期日　平成29年６月12日午前11時
平成29年４月５日
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７８３０号
佐賀県佐賀市昭栄町７―10
破産者　岩瀬　裕一
審尋期日　平成29年５月10日午後１時30分
平成29年４月５日
東京地方裁判所民事第20部